

西宮市障害者生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 本市における障害者の生活支援事業については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び西宮市地域生活支援事業実施要綱に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業内容)

第2条 この要綱は、障害者に対し、日中の介護サービスや創作的活動の機会の提供を行うことにより、障害者の福祉の増進や社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施の方法)

第3条 市長は、この事業を運営が可能と判断される社会福祉法人（以下「事業者」という。）に委託することにより、実施することができるものとする。

(利用対象者)

第4条 利用対象者は、法第5条第7項に規定する生活介護の障害福祉サービスの支給決定を受けていない者で、このサービスを必要とし、市長が認めた者とする。

(申請)

第5条 この事業の利用をしようとする障害者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）は、介護給付費障害児通所給付費訓練等給付費特定障害者特別給付費療養介護医療費地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担額減免等申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(利用決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、西宮市生活支援調査票（様式第1号）に基づき調査を行い、速やかに利用の要否を決定し、利用が適当な場合は西宮市生活支援事業利用決定通知書（様式第2号）により利用者等に通知するものとする。

(程度区分)

第7条 程度区分については、「身体障害者に係る厚生労働大臣が定める区分（平成15年厚生労働省告示第36号）」及び「知的障害者に係る厚生労働大臣が定める区分（平成15年厚生労働省告示第37号）」に準じて決定する。

(変更申請)

第8条 第6条の規定により決定された内容について利用者等が変更しようとするときは、申請書を市長に提出するものとする。

(変更通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合、その要否について西宮市生活支援事業利用変更決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(資格喪失)

第10条 第6条の規定により決定された利用者等が次に掲げる場合において、この利用資格を喪失する。

(1) 利用決定に係る障害者等が、この事業を利用する必要がなくなつたと認めるとき。

(2) 利用決定した障害者等が、有効期間内において本市に住所を有しなくなつたとき。

(但し、住所地特例による住所変更を除く。)

(3) 利用者等が利用の要否に係る調査に応じないとき。

(4) 利用者等が利用に関し虚偽の申請をしたとき。

(決定通知書の再交付の申請)

第 1 1 条 決定通知書を紛失又は破損した場合は、決定通知書再交付申請書 (様式第 4 号) に
より再交付を申請するものとする。

(給付費の支給)

第 1 2 条 市長は、この事業の利用者に対し第 6 条の調査による区分に基づき、平成 18 年
3 月 29 日厚生労働省告示第 1 6 9 号の別表介護給付費単位数表の通則イ、ロ及び 6 の障
害者デイサービス費に準じて、単価の 1 0 0 分の 9 0 に相当する額を給付費として支払
うものとする。ただし、費用の受給に関し代理受領に係る利用者からの委任及び事業者から
の申出があった場合はこの限りでない。

(代理受領)

第 1 3 条 前条の規定により代理受領の委任を受けた事業者は、生活支援事業費請求書 (様式
第 5 号) に生活支援事業費明細書 (様式第 6 号) 及び生活支援事業提供実績記録票 (様式第
7 号) を添えて、市長に費用の請求をするものとする。

2 給付費の支給は、事業者から利用実績があった月の翌月 1 0 日までに請求がなされた分
について、翌々月末日までに行うものとする。

(負担上限額)

第 1 4 条 利用決定障害者等がこの事業を利用した場合、給付費単価の 1 0 0 分の 1 0 に相当
する額を負担するものとする。但し、同一の月の負担額は別表 1 で定める額を上限とする。

(補則)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1

18 歳 以上	区 分	負担上限月額
	生活保護	0 円
	低所得（市町村民税非課税世帯に属する者）	0 円
	一般（世帯の市町村民税所得割合計額が 16 万円未満）	9 , 3 0 0 円
一般（世帯の市町村民税所得割合計額が 16 万円以上）	3 7 , 2 0 0 円	

利用者本人が 18 歳以上の場合の「世帯」の範囲は「利用者本人及び同一世帯に属する配偶者」とする。

18 歳 未 満	区 分	負担上限月額
	生活保護	0 円
	低所得（市町村民税非課税世帯に属する者）	0 円
	一般（世帯の市町村民税所得割合計額が 28 万円未満）	4 , 6 0 0 円
一般（世帯の市町村民税所得割合計額が 28 万円以上）	3 7 , 2 0 0 円	